

事務所通信



暑い日々が続きますが、お体ご自愛下さい

5月に入り、少しずつ気温も高くなっていますが、体調等はいかがですか？

これからスタミナが必要な季節になりますので、美味しいものをたくさん食べ、夏に備えましょう(*^^*)！

* 人材確保等促進税制 *

人材確保等促進税制のポイント

新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、新規雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除します。

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

先月号(令和4年4月号)の所得拡大税制で、雇用者給与等支給額は増加しているが、前年比が1.5%に満たず15%控除の適用が無い場合でも、新規雇用者給与等額が2%以上増加していれば、こちらの人材確保等促進税制が使えます。

	前年度 (令和2年度)												適用年度 (令和3年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者A R2.4採用	雇用開始																							
新卒採用者B R3.4採用													雇用開始											
中途採用者C R2.6採用			雇用開始																					
中途採用者D R2.12採用									雇用開始															
中途採用者E R3.5採用													雇用開始											
中途採用者F R3.7採用																雇用開始								
中途採用者G R1.10採用																								

青色部分の合計が
新規雇用者比較給与等支給額

赤色部分の合計が
新規雇用者給与等支給額

2%増

また、詳細について知りたい方は担当者までお尋ねください。

申告書の提出期限

提出月	5月	6月	7月
確定申告	3月決算	4月決算	5月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	9月決算 6月、9月、12月決算	10月決算 7月、10月、1月決算	11月決算 8月、11月、2月決算

コロナ関連助成金等一覧

2022.5.2(月)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。申請できるかのご判断や、詳細、Q&A に関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

事業復活支援金

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

申請は一回限りです。30%減で申請後、
50%減で追加申請はできません。
申請月に注意してください。

売上高減少率	個人事業者	給付上限額		
		法人		
		年間売上高* 1億円以下	年間売上高* 1億円超～5億円	年間売上高* 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者： 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者で、基準期間(11月～3月)の合計売上高と対象月×5を比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間(11月～3月)の売上高－対象月の売上高×5

申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火) 事前確認は5月26日(木)までです。

滋賀県事業継続支援金 第4期

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syokouroudou/323459.html>

対象者： 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

国の事業復活支援金を受給されていない事業者は対象外となります。

給付額：中小企業 20万円、個人事業主 10万円

申請期間：3月16日～7月中旬



アークグロー・パートナーズ
税理士法人
Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人
【本社】〒524-0042
滋賀県守山市焔魔堂町121番1
TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474
【東近江市】〒527-0021
滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号
TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717